

第22期火災予防審議会第8回人命安全対策部会開催結果概要

1 開催日時

平成28年12月22日(木) 10時00分から12時00分まで

2 場所

J Aビルカンファレンス301A(東京都千代田区大手町一丁目3番1号 J Aビル)

3 出席者

(1) 委員(15名、敬称省略:五十音順)

加藤 麻樹、唐沢 かおり、小林 恭一、鈴木 恵子、鈴木 康幸
関澤 愛、関口 和重、高橋 寛、田中 たけし、野口 貴文、萩原 一郎、
長谷見 雄二、藤野 珠枝、古川 容子、松尾亜紀子

(2) オブザーバー(2名)

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

田中部長、中村課長代理

(3) 東京消防庁関係者(12名)

予防部長、参事兼予防課長、予防部副参事(予防技術担当)、建築係長、消防設備係長
自衛消防係長代理、オリンピック・パラリンピック予防係長、予防対策担当係長、
自衛消防係長、指導係長、
係員2名

(4) その他

傍聴人 6名

4 議事

人命安全対策部会答申(案)

5 配布資料

(1) 資料1 答申概要

(2) 資料2 第7章への主な意見(前回)

(3) 資料3 答申書(案)

6 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

〔議長〕

質問、ご意見をお願いします。今回は最後の部会となるのでできるだけ多くの方の意見を伺う。

〔委員〕

前回お話したところがだいぶ良くなっている。205頁の意思決定を誰がするかというところ
と、207頁の観覧施設に応じた消防計画を作成するというところ、概ね、これでいいと思う。
これよりも細かい部分は、今後、組織が出来上がってこないと具体的には難しい。

一番心配しているのは、例えば開会式を行っていて、観覧席のところで火事が発生し煙が上が
ってしまえば、それ自体は良くないことだが、考え方は決まっていると思う。ただし、選手の控
え室などのスタジアムの裏の部分でボヤがあった場合などは判断が難しくなると考えられる。し
かし、こういった場合に開会式を止めて避難を開始するのかということを決めるのは誰が最終的に判断す
るのが大事なところである。避難しないというのも1つの選択肢になる。確率は相当低いでしょ
うがそういったこともあり得るので、そこまで言及する必要はないかもしれないが、そういった
シビアな図上訓練をやっておくという一文を書いておいてもいいのではないかと。

〔委員〕

205頁の図7-1-1について、管理権原者が責任を持つという流れになっていると思う。
例えば新国立では誰が管理権原者になるのかという話だと、この図の括弧の中、イベント運営者

と管理権原者は同一となるのか。そこをハッキリさせて欲しい。国立競技場でない他の施設では、管理権原者は例えば東京都の何々部長だとかでイベント運営者はオリンピック・パラリンピック準備委員会となるのか。

2つ目は大会運営者というのは具体的には誰を指しているのか。オリパラ委員会の事務局なのか委員会なのか教えて頂きたい。そこをハッキリさせた上でこうった時は誰がこうするという思考練習をした方が良いと思う。

〔事務局〕

管理権原者が誰になるかという話は、図7-1-1では大会運営者が管理権原者になるべきという意味になっている。大会運営者は現段階ではオリンピック・パラリンピック組織委員会になると考えている。2つ目の質問の答えはそのようになる。

文章の中では20行目辺りに書いてあり、大会運営を決めていく中で管理権原者を決めるべきとしている。今まで調査等しているなかでは管理権原者になるのはほとんどが大会運営者ではないかと考えている。この図の中ではそれが入っている。ただ、火災予防審議会のなかでは大会運営者を管理権原者、というように直接書くのではなく、管理運営体制を決めていく中で管理権原者を明確にし、決めるべきという言い方にして文章を書いている。図7-1-1と本文の書き方は以上のようにになっている。

〔委員〕

これは助言ですが、法律の専門家によく確認しておいた方がいいと思う。陸上競技場等ではイベントの運営者というのは消防計画だとか消防用設備についてよくわからない場合がほとんどであると思う。そのような人が管理権原者になりうるのか、管理権原者として誰が相応しいのか、消防法に詳しい法律家の意見を聞いてみた方がいいと思う。

〔委員〕

今のところに関連して、国立競技場の審査等をやってきたなかで、避難誘導體制が非常に重要であるということになっている。防災センターと管理権原者とイベント運営者の関係性を明確にしてくださいという話をしている。今ここではイベント運営者と大会運営者という言葉が出てきている。ここではあくまでオリンピックを対象とし、オリンピックの大会運営者と管理権原者の関係という認識で良いか。新国立競技場の場合、オリンピック後も別のイベントで使用される。そういった時にイベント運営者の位置付けがどういったものになるのかが、イベント毎に変わってくる可能性がある。消防等の責任者になる防災センターとイベント運営者の方の最終権限みたいなところが、誰がどこに責任を持つかという話とその都度変わってくる可能性がある。何をどこまで誰が決定できるのか、ということをはっきりしておかないと何か起こった時に現場が混乱する可能性がある。私たちがやっている防災計画評価は建築的な見地からの審査がメインとなる。消防等の行政とよく調整してくださいとお願いしている。実効性が無くならないように調整お願いしたい。

〔委員〕

今のところは万が一大きな事故が起こった時の責任の帰属の問題になるから、法律的にきちんと詰めていく必要があると思う。オリンピック・パラリンピック運営委員会という委員会を作っている委員長は誰なのか。この審議会でこういったことを言うのが適切かどうかわかりませんが言っておく

委員長というのは大変偉い人になると思う。一方で国立競技場等はオリンピック・パラリンピック運営委員会の国立競技場出張所のような感じで出先みたいな扱いだと思う。その人はどこかのどういった人になるのか。もうそろそろ具体的に考えないといけないと思う。文部科学省のスポーツ局長を退職した後の人とか、日本体育協会のどなたかとか、陸上競技連盟の元選手の有名な人とかそういうのがあると思う。

図のところで防災センターに矢印がついていて情報のやり取りが、というようなことが描いてありますが、それ以前にこのなかでやる人たちがどういった構成になっていくのか、多分、今私が言及したような方々かその下の方々になると考えられる。もういい加減、東京消防庁はそういった情報を把握しておく必要があるんじゃないかと思う。あるいはもう把握しているのかもしれないが。

そういった方々が今ここで議論されているようなことを認識しているのかが気になる。国立競技場の所有者は文部科学省だったと思う。今、問題になっている水泳場だとかは東京都の持ち物

になると思う。東京都が所有する建物に関しては法律적으로는わかりやすいと思う。そこは東京都の人だから東京消防庁が話してできるし、私たちが話しをすることができる。ハード面、建物の躯体構造から階段や防火戸の安全性、そこに設置される固定消防設備、それから仮設で設置されるスプリンクラー代替消火設備、などのものが上手く機能しなかった場合は設置者である東京都が一義的に責任を負うことになるわけだと思う。ただし、その設備の使い方が悪かった場合は警備員だとか、それを雇っている会社の方に責任がいくと思う。だから、そのような固定設備の責任範囲だとか、使った時に失敗した場合は、ガードマンを派遣しているセコムとか総合警備保障のような会社があって、それを雇っている運営委員会がその上にいるわけだが、責任を負うのは警備会社の方になるんじゃないかと思う。そういった一つ一つの事象に対する責任の帰責というか、法律的な帰属するところが細かく違ってくるので、そういったことを考えながら原則的なことを考えないと、確かに、各先生方が言及しているような問題が出てくると思う。

私はこの大会の運営委員会というのについて、各施設について構成も若干変わってくるだろうから、それについてどうか、とかについて、そろそろ答申がでるので、裏資料として持っとくべきだと思う。

〔委員〕

繰り返しになってしまうかもしれませんが、説明をお願いします。205頁の15～8行目あたりの管理権原者が意思決定を行うと言うところと、次の206頁、30行目の「各競技場に判断をする権限を持つ責任者を配置し・・・」とあるところの人は同じ人を指しているか。

また、今までの話しを聞いていると、判断をする権限を持っている人というのが、すごく上の方の人というふうに感じている。責任を取るものはもちろん上の人だと思う。しかし、何か起きた時は、現場に近い中間的な権限しか持っていない人の判断がとても重くなってくると思う。それが、どう伝わって、責任体制がどうなるのかということは、私にはこの文面からは読み取れませ。どういった方がこの答申を読むのかにもよると思うが、建物についての責任とかについて法律的なこととかに詳しい人がこれを読むならば、現在のままでも良いのかもしれませんが、そういった人たちよりも素人よりの人たちがこれを受け取った場合、何をすべきなのか掴めないと思う。もし、具体的に想定しているものなどがある場合は、それを示すことが望ましいのではないかと思う。図7-1-1に書かれている「エリア責任者」という人たちが意思決定をする権限を持ち合わせているのかがわからなかったのので、その対応について説明をお願いします。

〔事務局〕

205頁の13行目アの話ですが、ここでは競技場の中で判断を完結させるということについて書いている。

206頁のイのところは、施設管理者、大会運営者、消防機関などのいろいろな機関が関わるということについて書いている。関係機関同士の協議についてここでは書いている。そのため、イで出てくる責任者というのは、施設管理者の責任者、大会運営者の責任者、というような意味となっている。そのため、アの責任者とは一部違っている。消防機関のその施設に派遣されている責任者というのもイに入ってくる。

〔事務局〕

事務局の方で作成した、図7-1-1が少しわかりにくいものとなっている。この絵の理解としては、あくまでも一つの建物としての絵、ということで理解していただければと思う。右上の方に字が小さくわかりにくくなっているのですが、競技場内の全体を見渡せる場所、という記載があり、ここで書いている管理権原者というのはあくまでもその競技場の建物の中にある管理権原者ということになっている。エリア責任者というのは、大きな建物を想定した場合、例えば東西南北で各エリアの責任者というイメージで記載している。

〔委員〕

もう一つ、この図7-1-1は情報伝達とか指揮命令とかのイメージ図になっているのだけれど、これは事故が起きたときの法律上の責任問題とこの図は少し違っている。

これは私の記憶の中だけの話ですが、私が昔、武道館で警戒をしていたときにロックだとかのイベントの時に平土間に人がたくさんいて興奮した人たちカステージに殺到したようなことがあった。その時、将棋倒しになって死者はでなかったけれど大怪我をした人がでた。その時、イベントの主催者の社長は、今回でいうところの大会運営者と同等だと思うが、この人は業務上過失傷害になると警察から問われた。この事故が起きるまでは、このイベントの主催者、つまりは

興行主というのはそのような責任が自分にあるという認識はなかった。それゆえに、学生のアルバイトにロープを持たせて観客の整理をするというようなことをやっていてそれで十分と思っていた。本当は消防も不適切な管理を是正するように言うべきだったが、間に合わなかった。運営上の安全面へのいろいろな不備があり、事故が起きると興行主はこのように責任を負うことになる。情報伝達だとか、エリア責任者どうしろ、ああしろといっているけれども結局責任は取る必要がある。一方、武道館の建主は、なんら責任はなかった。設備も付いているし、避難口もきちんと開いていたため。

消防も今だったら危なかったと思う。なぜ、イベント前に会場に入って椅子の間が狭いとかの検査をしなかったのかとか、そういったことを問われるかもしれない。警察も。当時はそういった話しはでてこなかった。20～30年前だったからよかったけど、今ではそうはいかない。

故に大会運営者というのは大きな責任を負っているということをきちんと認識させるような書き方をすべきだと思う。

この答申で細かい法律関係のことは誤解を与える可能性があるため、書けないと思う。競技場毎にも変わる。それに、オリンピックなんかの責任者というのは雲の上の偉い人になってしまいますので、各会場での事故なんかで、その人に責任をという話しにはならないだろう。国立ならその責任者が責任をとることになるのだと思う。だから、そうゆう、施設の責任者になる人に、あなたはとても大きな責任を負っている怖い仕事をしているんだという自覚をさせる必要がある。法律的な帰責の問題とかを書いた方がいいかと思うが、そこは事務局にお任せする。書かないにしても頭に入れておいた方がいいと思う。

〔事務局〕

図7-1-1の説明に戻るが、従来は競技施設の管理権原者というと建物所有者が担っている場合がほとんどであった。そのため、ここでは大会運営者、つまりは興行主を管理権原者として位置付けてはどうかということを書いている。エリア責任者は警備会社のプロの警備員がそれにあたることを想定していて、その警備員たちもボランティアも大会運営者の組織の一員となるように体制をつくってやっていただきたい、ということでこの図を書いている。

〔委員〕

図7-1-1は大体これでいいと思う。国立競技場の場合と、バスケットボールなど個々の種目の競技場では考え方が違ってくることが考えられる。個々の種目の場合は、万一何かあっても、その日は中止にして次の日に行くなどの対応が可能であると考えられるが、開会式等はそのようなことはないと思う。競技場によって判断の重さが異なっていて、そういった重さが違うことについても、書いておいた方が分かりやすいかもしれない。また、中止したりする場合、誰が決めるのかということを決めておかないといけない。上位者が然るべき下位の者にまると任せることもあると思う。その場合、その人が管理について権原をもっていると考えられることができる。余談だが、何かアクシデントがあって、中止にしる続行にしる何らかの判断をした場合、どういう判断をしても、その是非をマスコミ等から批判されると思う。それは止むを得ないと思うが、管理について権原を与えた以上、任せた人は判断をした人を批判するようなことはしてはならないと思う。

〔委員〕

3点ほどあります。

203頁の四角のすぐ下、誘導員の誘導方を・・・の頭はエではなくウの間違い。

同じページの中程に、事前教養・訓練を行う必要がある、とある。この教養という表現がいろいろなところででてくるが、教養を行うという表現はあまり使わないと思う。この場合に適切な言葉は教育だと思うので、正しい言葉使いに修正し他方が良い。

同じページの一番下、地震への耐力等、とあるが、この耐力等という表現が適切ではないと思う。耐力というと部材の硬さとかの話になってきてしまうので、表現をもう少し柔らかくして、この場合は耐震性が適切かと思う。

以上が1点目の言葉の問題である。

次に2点目、197頁の23行目、万が一着火しても他の椅子に延焼拡大しにくいといった性能、とあるが、これは書き過ぎではないかと思う。これを厳密に守ってしまうことで、現在計画されている木製のもの等が不適となってしまふのは望ましくないように思う。もう少し柔らかい表現にした方が、後々に食い違いが出にくいと思う。ここに書いてあるから燃え上がるものは全

て使い得ないとなってしまうと、木製の椅子の是非は別にしても、ここは書き過ぎと言わざるを得ない。もちろん、急激に燃え広がるようなものは不適である。椅子に関する基準はないが、ここでの安全性を担保するために必要となる要素は、燃え上がる前に消火できること、だと思う。そのため、隣の椅子に燃え広がらない、とまで要求するのは書き過ぎだと思う。

3点目は200頁の7行目からの、避難に利用できるエレベーターを設ける必要がある、やその続きの、非常用照明や、エレベーターの非常電源を確保する必要がある、というところ。方法は他にもあると思うので具体的に書き過ぎない方がいいと思う。

〔委員〕

具体的に書くべきなんじゃないかと思うが。

〔委員〕

具体的でもいいのですが、これだけあればいいという限定的に取られないためにも、各ところに等を付けた方が望ましい。

〔委員〕

先ほどまでの問題を整理しておかないといけないのでそちらについて。

聞いていると管理権原者が誰なのか明確にしなければならないというところから始まっている。その管理権原者も、施設ごとの管理権原者が必要というイメージだと思う。今ある文章を活かしてこのことを書くならば、各施設において災害時に意思決定のできる管理権原者を定め、とまず書かなければいけないのかなと思う。その上で、管理権原者と現場の係員との連絡が確保できる体制を構築する。というようにするべき。この部分の提言が他の部分と書き方が違っている。その場で何をしなさい、という表現になってしまっている。むしろ体制をまず構築するということをまず提起すべき。そうすると先に述べたような表現になるかと思う。

〔委員〕

202頁の、群集事故の防止に配慮して安全対策、のところ。群集事故を防止するためにはまず、法律を守ってもらった上で、人々の動きと心をコントロールするということになっていると思う。それを情報提供やハードウェアで実施していくという内容だと思う。ただ、このこのヘッダーがそれに対応していない。ではどのように変えるのがいいかということを考えていて、パニックという言葉を使わないで、過度の滞留が発生しにくい、この表現が事故防止に重要な要素であるならこれはそのまま残すのはありかと思う。その上で次ページ203頁の現在エと表記されている、部分のヘッダーの書き方を少し工夫した方がよいと思う。このヘッダーで書いてあるのは、係員の誘導方法を確立して、誘導員への情報伝達手段を確保ということになっていますが、そうではなくて、観客の人たちが安心できる情報を提供するというような、心に配慮した何かを加えた方がいいと思う。心の部分がかなり重要になってくると思うので、そこに配慮したことを1、2行加えて、さらにヘッダーの内容に入れた方がいいと思う。

〔委員〕

1点目は重い方の話題。責任に関して法的なニュアンスを加えるというような話が委員の方からあった。ここで、罪に問われるからというような書き方をすると、それによって行動を萎縮させてしまう可能性がある。この答申の方針として法律で罰せられるからというような内容はふさわしくないと考える。そのことにより、実効性を失うことに繋がる恐れがある。

この答申の中には登場人物がたくさん出てくる。そのため、登場人物の定義をどこかにまとめて記載することでかなり内容が分かり易くなるかと思う。また、そこにその人が持っている権限を丸とか三角で表記されていて持っている権限が一目でわかるような表があるとだいぶ整理されると思う。

もう一つは、今回の指針はあくまでもオリンピック・パラリンピックという大規模な大会におけるものを想定しているという理解でよいか。先ほど、委員からの話でもあったが、新国立など、オリパラ後も使われる施設で同じものを求めてしまうと採算が合わなくてできないとかがでてしまうと思う。ここで決めているのはミニマムラインではなく、あくまでも最大規模、つまりはマックスラインを定めているという認識でよいか。

〔事務局〕

マックスラインとなる。

〔委員〕

今回、オリンピック・パラリンピックということに関して、かなり幅広く各内容が考慮されていると思う。これは答申として都知事へ返し、関係部局がそれを受け取り指導に移っていくということだと思うが、この答申そのものを指導相手に渡すのではなく、これを受け取った東京消防庁がこの答申を見ながら指導していくというような形になるのか。というのも、この答申の文末は、必要がある、しなければならない、などいろいろある。その書き分けがどのように相手に伝わっていくのかということを知りたい。必要がある、しなければならない、というものの違いは特に考えなくてよくて、東京消防庁の方で必要とかを決めていくのか。それとも、しなければならない、はマストなのか。言葉の部分が相手にどのように伝わっていくのかがわからなかったので教えていただきたいと思う。また、答申自体が施設を管理する人等に渡ると思うが、文章だけだと大事なものが埋もれてしまうことがあると思う。そのため、これ以外にチェック项目的に使われたりすることが可能なか等、どのように使われていく答申なのか説明いただきたいと思う。

〔庁内関係者〕

答申を受け手側の代表ということで聞いていただきたい。今、委員からあった指摘というのは大変重要なことである。今回、この答申を我々が受け取ったら、それをどう具現化していくのか、まさにそこが重要になる。

今回の提言は目前に迫ってきたオリンピック・パラリンピックを目指したものになっている。そうすると、誰が何をするか、ということが非常に重要になってくる。先ほど、委員の方からも指摘があったが、現在のこの答申の文章はその誰がという表現がブレている。直前に事務局に指摘はしたのですがなかなか直しきれしていない。例えば、「誰が」の部分では、大会運営者、大会関係者、大会主催者、イベント運営者というようにいろいろ言葉が乱れている。各関係機関、行政機関、組織委員会だとか、加えて、消防と書いていたり消防機関と書いていたりといった具合。意図的な書き分けがしているのか、同じ人を複数の表現で書いてしまっているのか、今は混在している。そのため、誰にやってもらいたいのか、ということをはっきりさせるというのが第一にある。

次に文章の文末の表現が重要になっています。しなければならない、というのはこの審議会としてはかなり強い提言となる。必要である、すべきである、重要であるはそれよりも少し下がる。望ましいは、できればこうする方が良いといった意味合い。いろいろな提言があるなかで、どれは必ずやってもらいたいというのを再チェックする必要がある。文末の違いが、それを我々が受けた時に相手の方に伝える時に、やりなさい、やってください、できればこうしてください、といった違いに繋がっていく。

ここに書かれている内容が細かいチェックリストのようなものになってくるものもあるし、考え方を示しているものもある。いずれにせよ、我々はこれを受けて、現実的な消防行政の施策として、ただ受け取ったのみには決してせず、答申を根拠として基準を作るとか、雛形をつくるだとか、個々の施設の指導に繋げていくという風に考えている。

〔委員〕

199頁の13行目、避難関係の対策の文章の書き出しの部分で、法令に具体的な規定がない場合も多いが、と少し引き気味に書かれている。ここは、規定に加え、というように直したほうが、そこは守って欲しいということも強くなると思う。

次に195頁のところです。前回、仮設のケーブルが防火区画を破ってしまうという危険性があるということを述べさせていただいて、ここに入れ込んでいただいた。ただ、現在の文章の書き方だと、電源ケーブルを不燃化が防火区画と同列に並んでいるため、ケーブルの不燃化をすることで延焼防止対策になると取られてしまう恐れがある。ケーブルの不燃化については次ページの四角のなかの具体例に記載があるので、本文中のケーブルの不燃化等というところは削って、防火区画で延焼拡大しないように、というようにする方が、仮設ケーブルなどによって防火区画が破られないように、敷設経路を検討するという主旨が適切に伝わると思う。

〔委員〕

もう一つ大事なことを思い出した。防火管理者は誰になるのかということだ。これは決まっているのではないか。国立競技場の所有者、管理者、占有者といった時に、占有者というのはオリンピックの運営委員会でしょうと思う。我々は何もないところでは、国立の所有者は文部科学省でというように漠然と考えてしまうのだけれども、結局、防火管理者が自衛消防隊長になるわけ

だと思う。だからここはもう決まっているんだと思う。だから、それはここで、どっちがいいとかあっちがいいとかここで論じる必要はなくて法律的な問題だからすでに決まっていると思う。だから、そのところを答申に書いた方がいいと私は思う。防火管理者つまりは自衛消防隊長をはっきりさせて、各エリアリーダーが自衛消防地区隊長みたいな位置づけだと思う。やはり、そういう組織図を、会場ごとにハッキリさせないといけないと思う。だから、そのところをあらかじめ決めておいて、みんなわかっている状態にしておくことが重要だと思う。

〔事務局〕

今回のオリパラでは大会組織委員会が大会運営者になると思う。それで、今の話で施設の占有者が組織委員会という話だった。この辺りはまだハッキリとは決まっていないが、準備期間を含めて2ヶ月とかの期間を組織委員会の方で施設を借りることを想定している。その中で大会の責任者を管理権限者として位置づけてはどうかということをごここでは書いてる。

〔委員〕

ここではいろいろといいようなことが書いてあるのだけれど、結局、法律的に誰が責任を負うのかということが全く見えてこない。それは内容にそぐわないと言われてしまえばそれまでのだが。とりあえず、組織委員会だ、と言うのをここでは書くべきなんじゃないかと思う。

〔委員〕

軽い話と重い話をいくつかお話する。

軽い方ですが、195頁の先ほど委員の方でお話のあった電源ケーブルのところは、電源ケーブルは不燃化するのなかなか厳しいと思う。難燃化に表現を変えた方がいいと思う。

重い話の方ですが、204頁の防災管理制度を活用するとさらりと書いてあるのですが、これをどうやって実施するのかというところだ。私もどうやってやったらいいのかというところで迷いがある。消防法に防災管理制度が入ってきたことで防火管理制度と合わせてテロ対策が入ってきた。しかし、テロとなると警察との関係もあり、どこまで消防法の範疇なのか、法律の専門家とよく確認する必要があるかもしれない。そのため、あえて、現在のような書き方がいいのかもしれない。防災管理制度のテロ対策は、どの程度までカバーすべきなのか、消防庁にもよく確認した方がいいと思う。

〔委員〕

軽いのと重いのを一つずつお話する。

消防機関が訓練期間において支援するというところについての書き方について。198頁の一番下の部分では、指導していくべきである、となっている。203頁の17行目の場合は、支援しなければならない、となっている。206頁の真ん中16行目、消防機関として行うべき責任を全うしていくべきである、ともっともな話だと思う。この辺りの書き方のニュアンスはそれぞれ考慮して書かれたと思います。最後の部分はもっともな話でこのままかと思います。ただし、203頁だとかの部分についてはどちらも同じニュアンスで書いていいのかと思った。

もう一つ重い話題としては、先ほど、委員がおっしゃった誰かという部分について。先ほども私が言及した、刑法上の問題だとかで個人に責任を付託させるような記述があると萎縮を招き実効性を失うことにつながりかねない。さらに、今回それが誰かというのは私たちもなんとなく顔は浮かんでいるのですが、答申としては誰がそこに座っても通じる内容にすべきだと思う。というのも、今その席に座っている人が必ずしも4年後も同じ人かどうかはわからない。変わる可能性もある。個人に依存しないような記述が必要になる。そのため、お前のせいだ的な話にならないように、登場人物の定義はした方がいいと考えている

〔議長〕

ここまでのところで各委員からの質問で答えられることがあれば事務局の方、説明をお願いします。

〔事務局〕

軽い話題の方ですが、先ほど、木製の椅子の使用についてお話があった。過去の部会で一部紹介したが、調査の過程の中で、今現在使われている樹脂の椅子と比較して、木の無垢材で造られた木製の椅子というのが、樹脂のものと比較して燃えやすい物ではないということがわかっている。

〔議長〕

先ほどから出ている体制の問題はやはり重要な問題だと思う。この資料1というのは今後一人歩きしていってしまうが、裏面の、各対策に実効性を持たせるための体制、というのが浮かび上がってきたのはいいと思う。ただ、上の方には例があって、その例はやったりやらなかったりがあるものだと思う。ただ、ここの体制については是非やっていただきたい内容なので、例というよりももっと強い表現にしないとイケない気がする。

主催者と施設所有者の関係性については答申全体を見ていくと調査をされていてなぜこの話がでてくるのでわかる。しかし、第7章は提言の部分で、これも一人歩きしていくことが考えられる。そのため事情がわからない人にはわかりにくい内容になっている。162頁からのところに図があって、それぞれ、主催者、施設管理者、消防、警察の関係がわかりやすくなっている。やはり、こう言った書き方だとわかりやすくなる。抽象的になるほど、そこに関する理解が弱くなってしまふ。関係機関と書いた場合、うちの機関は入るのかな、とわからなくなってしまうこともある。

先ほど話に出た防災評定の話で、私も関わっているのですが、大きな施設になると防災設備の運用と避難誘導は表裏一体である。排煙をしながら避難誘導するといった具合である。そしておそらく設備を動かす側というのは建物所有者側の人間でないと無理だと思う。主催者側の人間だとそこが弱くなるように思う。

〔委員〕

防火管理の責任の区分についてはこれから決めていくという書き振りだが、これはそういったことを東京消防庁が一義的に決めてしまうのが嫌だ、ということの表れなんだと思う。また、間違っている場合があるから、とかそんなことを考えているのだろうが、各施設にあったものをこれから決めていくというような形なのですが、今の時代の状態はそんな優しい気持ちじゃ通用しない時代になってきているのかもしれない。行政庁というのは、いわば特別裁判所みたいなものなの。行政裁判所のような機能がでてくる。事故が起きた時に最終的に裁判官が判断するにしても、行政庁の判断はどうだったのか、解釈はどうだったのかということは問われる。だから、それぞれの責任について、具体的な個人じゃなくて、そういった責任について強く押し出していないとしっかりとした体制なんてできないと思います。防災管理におけるテロ対策なんかは国家的な問題になってくる可能性もある。

今は東京オリンピックをやったときのようなおおらかな時代じゃない。予防課も防火管理課もそういった腹積りで、消防はこんな覚悟をもってやっているんだ。ということ消防計画なんかを通じて示してやっていただきたいと思っている。

第6章の新技术のところだが、新技术というのはここに載っているものだけか。放水銃とかそういったものはここに入っていない。消防設備メーカーもいろいろ新しいのを造っているのではないか。避難誘導の音声の指向性とかの話も進歩しているんじゃないでしょうか。例えば、救急車のピーポーサイレンなんかも指向性とかいろいろ工夫してやっているのだから、いろいろあるんじゃないでしょうか。他にももっと開拓の余地があったんじゃないでしょうか。

ここではカメラばかり紹介されているように見えるので、消防設備全体にまたがるような話があるといいのかな、なんて思う。

〔事務局〕

新技术の話はここに載せているのは部会や小部会で説明をしてもらった消防用設備以外のものを中心に紹介している。新技术として利用出来るものとしては他にも、スタジアムのような広い場所を係員が移動する際に、セグウェイのような乗り物を活用できるという話も聞いている。そのため、今後も調査を継続して、東京消防庁で使えるものは使っていきたいので、208頁の20行目のところに書いている。

〔委員〕

だから、ここではこういったものもある、ああいったものもあると、例示をたくさんして、それらが今後使えるかは東京消防庁の方でこれから判断していけばいいんじゃないかと思う。この答申を電気機器メーカーとかが見て刺激を受けるかもしれないからいろいろ載せた方がいいんじゃないかと思う。

〔庁内関係者〕

今、いろいろ意見がでていて、必ずしも事務局の方で十分に答えられていないものが多かったように感じる。今回が最終の部会になるので、意見を整理させていただいて、表にして各委員の

方にお返しして、その上で答申の第7章の部分を修正していきたいと考えている。また、その際に部会長とよく打ち合わせをして最終的な形にし、委員の皆様にお示しするという形を取らせていただきたいが、いかが。

〔議長〕

最終的にはそのように進めていかざるを得ないと思うが、まだ20分ほど時間があるので、時間が許すかぎり意見の方をお願いします。

〔委員〕

208頁の3にあたる部分。ペドロームや江ノ島などの東京都以外での場合の話で、これは行政同士の話になってしまうと思うが、文末が、望むものである、努めてもらいたいとなっている。オリンピック全体でみれば、東京と東京以外でやっても一つのものとして世界からはみられる。そのため協力を要請するだとか、もう少しパワフルな書き方をしていただいた方が、皆さんが受け入れてくれるのかなと思う。

〔議長〕

どのように避難させるのかという戦略についてはまだ十分にできていないと考えられる。大規模な施設で同時に避難させるのは大変。それについてどこまで考えられているのか、我々は審査する側として、それについてどこまで考えているのか、と質問するとあまり十分な答えは返ってこない。審査が必要などころでは設計者だとかが考えるわけですが、十分に考えられているとは言えない状況である。208頁の11行目からのところには施設所有者が入ってこないといけないうと思う。また、起こったときに決めるのでは遅いので、どういったときにどうするというのをあらかじめ決めておいて、いざその時はすぐに行動できるようにしておくことが必要です。そういった戦略について検討しておくことに触れておく必要があると思う。

〔委員〕

昨年にパリでサッカーの試合をやっているときに爆弾テロが起きた事件があったと思う。そのときは確か、試合は中止せずに、試合終了後に観客を外に出さないようにし、グラウンドに避難させた、ということがあったと思う。そういった最近あった事例については調査していないならば調査しておくべきだと思う。

また、火事を考えると、ボヤの場合は全体に知らせる必要があるのかということのも問題である。主催者なんかはできるだけ続けたいというベクトルを持っているから、そこに関して消防が強力な力で大会関係者を止めさせることができるのかということ、おそらくできないと思う。それを含めて、テロ予告だとか、テロまがいの発言をする人が出てきたらどうするか等、形態や規模によっても様々。それに皆に一斉に避難を呼びかけるのがいいかということ、そうでない場合もあるでしょう。先ほど部会長が戦略といった部分ですが、その場合、その場で待つということのも大事だと思う。そのあたりについては東京消防庁も含めて未経験となる。そのため、パリの事例なんかで参考になるところがあるかよく調査する必要はある。

部会長の意見の繰り返しになるが、いろいろな災害の起こり方、規模に応じてどういった展開になるのか、東京消防庁だけでなく、大会関係者がどのような対応をするのか、あらかじめ対応をマニュアル化しておくだとか、そういったことが触れられているといいと思う。

〔事務局〕

この文章を作る際に、パリのテロ事件も参考にしている。203頁の上の四角の競技フィールド上への避難の検討、と書いているが、これはパリのものを参考に書いている。引き続き調査したいと思う。

〔事務局〕

軽いものからハードなものまで、いろいろな想定を考えて対応を決めておくという話ですが、現在の答申のまとめ文章ではうまく触れられてはいないのですが、答申案の41頁から43頁までの火災シナリオの部分がそれに関する内容になる。ここを7章で上手く触れるようにしていきたいと思う。

〔委員〕

避難の戦略については、施設内のどこが安全かということについてはどこが考えるのか。通常の火災であったら外に出すというのが通常であると思う。しかし、何万人もいるところで、滞留が起きたりするのであれば、全員動かすのではなく、一部動かすといったことも考えられると思う。そういったことについて、誰が考えていくのか、東京消防庁が考える予定はあるのでしょうか

か。ないとすれば、どこかに頼んでやってもらうだとか、そのための、技術委員会のようなものを施設ごとにやるとかした方がいいのではないか。

〔委員〕

センターの方で防災計画評定、言葉の問題ですが、今回のオリパラ施設では防災性能評価、防災計画評定というのをやっている。性能評価の方では避難シミュレーションといったものになる。防災計画評定というものになると設計時の思想についてまで踏み込んでやっている。ここにどこまで書かれるかはわかりませんが、基本的な考え方は整理されるのかなと考えている。具体的に計画が固まってくるようだとそこについても出てくることになっている。

〔委員〕

避難シミュレーションとかそういったものはあるけども、結局消防計画を受理するのは東京消防庁となる。これは受理されて初めて効果を発揮する。その中身をちゃんと理解した上で、何か起きたときにシミュレーション通りになるのかとかよく検討しないといけないと思う。受理されて初めて防火管理計画になるのだからとても重いことだと思う。会場の外で起きたとかは新しい事態だと思う。そういったものへの対応をお願いします。

〔議長〕

他に意見がある方はいるか。

今日も体制についての話がたくさんでた。これはこの審議会の最初の方ではあまり浮かび上がっていなかった。しかし、進めていく中でこれが重要だという風にでてきた。世の中に出ていった時もここについてはあまり意識されていない可能性が高いかと思われる。そのため、ここはわかりやすく、伝わりやすくプレゼンをする必要があると思う。

もし他にご意見がないようでしたら、先ほど話に出ましたが、今日出た意見を整理して、この後の総会までに整理し修正したものをお示しするというところでよろしいか。

それでは本日の議事についてはこれで終了とする。

事務局にお返しする。

(3) 閉会